

大口町告示第8号

大口町中小企業支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱（平成25年大口町告示第100号）の一部を次のように改正する。

第5条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、国、県又はその他団体等から当該補助事業の実施に関して交付を受ける補助金等がある場合は、補助対象経費からその補助金等の額を控除するものとする。

様式第1中

「③補助対象経費の見積額が分かるもの

④事業計画が分かるもの

⑤その他町長が必要と認める書類」を

「③補助対象経費の見積額が分かるもの（国、県又はその他団体等から当該補助事業の実施に関して交付を受ける補助金等がある場合は、その内容・金額等を示すものを含む。）

④事業計画が分かるもの

⑤暴力団排除に関する誓約書

⑥その他町長が必要と認める書類」に改める。

様式第3中「認定申請」を「交付申請」に改める。

様式第5中「(添付書類)

①大口町中小企業支援事業補助金交付決定通知書」を削る。

様式第6中

「②補助事業を実施したことを証する書類等」を

「②補助事業を実施したことを証する書類等

③国、県又はその他団体等から補助金等を受ける場合は、その交付決定を証する書類等」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。